

独立行政法人 水資源機構 分任 契約職
利根導水総合管理所長 大津 太郎
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 利根導水総合管理所本館排水管・污水管高圧洗浄清掃
- 2 業 務 場 所 行田市大字須加字船川4369 利根導水総合管理所
- 3 業 務 期 間 契 約 締 結 の 翌 日 か ら 60日間
- 4 内 容 等 別途交付する仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、役務の提供の業種区分の「建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理」の認定を受けており、営業品目の「冷暖房(空調)設備、衛生設備(水道施設、消防設備を含む)、冷凍機設備、給排水設備、防火排煙設備」に登録されており、本店、支店又は営業所が埼玉県に所在している者であり、かつ行田市の下水道排水設備指定工事店であり、別添仕様書のとおり業務の実施が可能な者であること。
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2) 提 出 方 法 電子メール又はFAXによる。(※メールアドレス及びFAX番号は、4)に記載)
 - 3) 見 積 書 提 出 期 限 令和 8 年 8 月 26 日 10:00 まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所
FAX番号 048-557-1506 (電子メール)nyukei_toneda@water.go.jp
 - 5) 担 当 者 総務課 契約担当
 - 6) 質 問 書 提 出 期 限 令和 8 年 8 月 20 日 10:00 まで
 - 7) 見 積 日 時 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。
 - 8) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積提出の期限は令和8年8月27日10:00 までとします。
 - 9) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに書面により通知します。
- 5 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された課税対象の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)に課税対象外のコストを加えた金額とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後(納品確認後)の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。

仕 様 書

(利根導水総合管理所本館排水管・污水管高圧洗浄清掃)

1. 件名

利根導水総合管理所本館排水管・污水管高圧洗浄清掃

2. 施行場所

埼玉県行田市大字須加字船川 4369 水資源機構利根導水総合管理所本館

3. 業務内容（縦管の状況は添付写真参考）

下記の場所の高圧洗浄清掃を行い、溜まっている汚れ、尿石などの堆積物を除去し、排水がスムーズに流れ、悪臭がしないようにするものである。

なお、高圧洗浄ノズル等を挿入するため、3階の排水管及び污水管に穴を開ける場合は、作業完了後に、臭気漏れその他の支障が生じない方法により確実に閉塞し、原状回復すること。

- (1) 1階から3階までの排水管、污水管の縦管、横引管（各トイレ、給湯室から縦管まで）
- (2) 2階及び3階の男子トイレの小便器（計5ヶ所）
- (3) 1階、2階及び3階の給湯室の排水管
- (4) 1階からマンホールまでの横引管

4. 業務で使用する動力等

電気及び水道については発注者施設を使用することができる。

5. 業務期間

業務期間は契約締結の翌日から60日間

6. 業務実施日時

土曜日、日曜日又は祝日とし、発注者と受注者が連絡調整し決めるものとする。

7. 契約変更

業務実施において変更等が生じる場合は、発注者と受注者が協議のうえこの契約を変更するものとする。

8. その他

- (1) 業務実施において、発注者の構築物、機械装置または付属設備に受注者の重大な過失により損害を与えた場合は、受注者の負担にて賠償すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議して定めるものとする。
- (3) 建物の排水管敷設に係る図面等はない。



1階及び2階のパイプスペース



3階のパイプスペース



屋上の通気弁（椅子は移動可能）